

副本

令和2年(行ウ)第89号 遺族補償給付等不支給処分取消請求事件

原告 

被告 国(処分行政庁 渋谷労働基準監督署長)

準備書面(2)

令和2年11月26日

東京地方裁判所民事第19部C係 御中

被告指定代理人

小野本



甲把朋



立山広



山下節



山口美保子



近恵



被告は、本準備書面において、原告第1準備書面に対し、必要と認める範囲で反論を行う。

第1 争点に関する原告の理解が誤りであること

- 1 原告は、本件において、亡■が、■氏の息子と山本サービスのいずれに雇用されて本件家事を行っていたのが争点となっていることを前提に、この争点の結論が、「訪問介護とそれ以外を明確に区分できるか」によって決まり、その区別ができない場合は、亡■は、山本サービスとの雇用契約に基づき本件家事を行っていたものと認められる旨主張するようである(原告第1準備書面3ないし6ページ)。

原告の上記主張は、その内容からすると、要するに、亡■が本件家事に関して■氏の息子と山本サービスのいずれに雇用されていたのかは、本件介護保険業務^{*1}が介護保険の適用可能なものか否かによって決まり、介護保険の適用できないものである場合には、本件家事についての雇用主は山本サービスと認められるというものである。

- 2 しかしながら、本件介護保険業務に介護保険が適用されるか否かは、亡■が本件家事に関する雇用契約を締結した後に、本件介護保険業務の実施状況等も踏まえた上で決定されるものであり、このように本件家事に関する雇用契約の締結後に決定される事情によって、同契約の雇用主がいずれであるのかが決まるなどということは考えられない。

また、原告の主張を見ても、本件介護保険業務に介護保険が適用可能である

*1 被告準備書面(1)においては、「介護保険が適用される■氏の介護業務」を「本件介護業務」と定義していたが、以下では「介護保険の適用により、介護報酬の一部の支払を保険者から受けることを予定して行われる介護業務」を指すこととする。

か否かという事情が、なぜ、本件家事に関する亡■の雇用主の認定に影響するのか明らかとはいえない。さらに、本件介護保険業務に介護保険が適用されない場合に、なぜ、本件家事に係る雇用契約の当事者が■氏の息子ではなく山本サービスとなるのかについても不明である。

被告は、山本サービスが、本件介護保険業務につき介護保険の適用を受けるため、訪問介護計画書やホームヘルパー業務指示書を作成するなどしていたことや、本件介護保険業務の賃金を支払っていたこと等を考慮し、本件介護保険業務については、山本サービスが亡■の雇用主であることを争わないこととした(被告準備書面(1)15ページ)。この点、仮に原告が主張するとおり(訴状4ないし6ページ)、本件介護保険業務が客観的に介護保険の適用の要件を欠いており、本件介護保険業務に係る山本サービスの上記各行為が違法に介護保険の適用を受けるために形式的にされたもので、実質を欠いていたのであれば、かかる事情は、本件介護保険業務に係る山本サービスの関与がより希薄なものであったと評価される事情であるから、むしろ、本件介護保険業務を含めて、■氏の息子との間の雇用契約に基づき行われたものと評価する根拠事実となる。

- 3 以上のとおり、「訪問介護とそれ以外を明確に区別できるか」によって、本件家事についての亡■の雇用主が、山本サービスであるのか、それとも■氏の息子であるのかが決まるなどとはいえないというべきで、原告の争点に関する理解は誤りである。

第2 亡■は本件家事について■氏の息子に雇用されていたこと

亡■が、本件家事に関して、■氏の息子に雇用されていたことは、被告準備書面(1)(23ないし26ページ)で述べたとおりであるが、今後、新たな事実関係が判明した場合には、追って主張の補充等を行う。

以 上